

柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例及び柴田町営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年11月1日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第19号

柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例及び柴田町営住宅条例の一部を改正する条例

(柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年柴田町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「母子・父子家庭の母又は父及び児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 母子家庭の母子 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を受けた女子であって現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を監護しているもの(以下「母子家庭の母」という。)及びその者に監護されている児童</p> <p>(2) 父子家庭の父子 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又は配偶者が配偶者からの暴</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「母子・父子家庭の母又は父及び児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 母子家庭の母子 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令を受けた女子であって現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を監護しているもの(以下「母子家庭の母」という。)及びその者に監護されている児童</p> <p>(2) 父子家庭の父子 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又は配偶者が配偶者からの暴</p>

<p>力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を受けた男子であって現に児童を監護しているもの（以下「父子家庭の父」という。）及びその者に監護されている児童</p> <p>(3) (略)</p>	<p>力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた男子であって現に児童を監護しているもの（以下「父子家庭の父」という。）及びその者に監護されている児童</p> <p>(3) (略)</p>
---	--

(柴田町営住宅条例の一部改正)

第2条 柴田町営住宅条例（平成9年柴田町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前条第1項第1号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から</p>	<p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前条第1項第1号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない</p>

ら起算して5年を経過していないもの (6)～(10) (略) 2 (略)	もの (6)～(10) (略) 2 (略)
--	-----------------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。